

石川県スクールネット管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石川県教員総合研修センター（以下、「県教員総合研修センター」という。）及び県立学校のインターネット接続や情報発信等のためにIMS（いしかわマルチメディアスーパーハイウェイ）により結ばれたネットワーク（以下、「スクールネット」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(管理者)

第2条 スクールネットの管理運営は、県教員総合研修センター所長（以下、「スクールネット管理者」という。）が行う。

2 スクールネット管理者は、次のことを行うものとする。

- (1) スクールネットの管理、保守・保全に関すること
- (2) スクールネット管理に係る技術的支援に関すること
- (3) スクールネットの利用に係る研修や普及啓発事業に関すること

(スクールネット利用規程の遵守)

第3条 スクールネットを利用しようとする者は、管理者が別途定める利用規程を遵守しなければならない。

(校長の管理責任)

第4条 校長は、学校内のスクールネットの管理運営に関する一切の責任を負うものとする。

(スクールネット担当者)

第5条 校長は、学校内にスクールネット担当者を置くものとする。

2 スクールネット担当者は、校長の監督下において、次のことを行うものとする。

- (1) スクールネットに接続している学校内のサーバ、コンピュータの管理に関すること。
- (2) 県教員総合研修センターとの連絡に関すること。
- (3) スクールネットを利用して行う情報教育活動の推進に関すること。

(利用の報告)

第6条 校長は、スクールネットの利用状況について把握し、スクールネット管理者の求めに応じて必要な事項を報告するものとする。

(研修の充実)

第7条 校長は、スクールネットを有効かつ適切に利用するための教職員研修の充実に努めなければならない。

(利用の停止)

第8条 スクールネット管理者は、本要綱に違反する行為が認められた場合は、当該校のスクールネットの利用を停止することができるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はスクールネット管理者が別に定める。

附則（平成11年4月1日制定）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則（平成22年4月27日一部改正）

この要綱は、平成22年4月27日より施行する。

附則（平成29年4月1日一部改正）

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附則（令和5年3月31日一部改正）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。